寒川町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備、運営等の基準に 関する要綱

目次

- 第1章 総則(第1条一第2条)
- 第2章 介護予防訪問型サービス
  - 第1節 基本方針(第3条)
  - 第2節 人員に関する基準(第4条―第5条)
  - 第3節 設備に関する基準(第6条)
  - 第4節 運営に関する基準(第7条―第37条)
  - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第38条―第40条)
- 第3章 介護予防通所型サービス
  - 第1節 基本方針(第41条)
  - 第2節 人員に関する基準(第42条―第43条)
  - 第3節 設備に関する基準(第44条)
  - 第4節 運営に関する基準(第45条―第54条)
  - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第55条―第58条)
- 第4章 雑則 (第59条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)第7条1項第1号アに規定する介護予防 訪問型サービス(以下「介護予防訪問型サービス」という。)又は同号イに規定す る介護予防通所型サービス(以下「介護予防通所型サービス」という。)を実施する指定事業者の人員、設備及び運営に関する基準等について定めるものとする。 (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意議は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。第4条において「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)において使用する語の例による。

第2章 介護予防訪問型サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第3条 介護予防訪問型サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第 4 条 介護予防訪問型サービスを行う指定事業者(以下「介護予防問型サービス事業者」という。」)が当該事業を行う事業所(以下「介護予防訪問型サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)第 5 条による改正前の介護保険法(次項において「旧法」という。)第 8 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める

者をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに、常勤 の訪問介護員等のうち利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービ ス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生労働省令 37 号。以 下「指定居宅サービス等基準」という。)第 5 条第1項に規定する指定訪問介護事 業者をいう。以下同じ。) 又は旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護 の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)の指定を併せて 受け、かつ、介護予防訪問型サービスと指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第 4 条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防訪問介 護(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 4 号) 附則第 2 条第 3 号若しくは第 4 条第 3 号の規定によりなおその効力を有するもの とされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予 防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。) 第 4 条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所に おいて一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における介護予防訪 問型サービス及び指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の利用者をいう。以下 この条において同じ。)の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサー ビス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責 任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項に規定する利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第 2 項のサービス提供責任者は、介護福祉士等その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら介護予防訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に支障がない場合

は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型サービス基準」という。)第 3 条の 4 第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(地域密着型サービス基準第 6 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している介護予防訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該介護予防訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。
- 6 介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護 事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と当該指定訪 問介護又は指定介護予防訪問介護とが同一の事業所において一体的に運営されて いる場合については、当該指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業の人員 に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの とみなすことができる。

### (管理者)

第5条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに専 らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予防 訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問型サービス 事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に 従事することができるものとする。

# 第3節 設備に関する基準

(設備)

- 第6条 介護予防訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを 有する専用の区画を設けるほか、介護予防訪問型サービスの提供に必要な設備及 び備品等を備えなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護 事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防訪問型サービスの事業と指定訪問介 護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合には、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サー ビス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第7条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護予防訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織(指定介護予防訪問型サービスの使用に係る電子計算機と

利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、介護予防訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の 事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に 規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 介護予防訪問型サービス事業者は、電磁的方法により第 1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、 その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法に よる承諾を得なければならない。
  - (1) 第2項各号に掲げる方法のうち介護予防訪問型サービス事業者が使用するもの
  - (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た介護予防訪問型サービス事業者は、当該利用申込者 又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨 の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1 項に規定する 重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者 又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 介護予防訪問型サービス事業者は、正当な理由なく、介護予防訪問型サービ スの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防訪問型サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の介護予防訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第 10 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証(法第 12 条第 3 項の被保険者証をいう。次項において同じ。)によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の被保険者証に法第 115 条の 3 第 2 項の 規定により寒川町介護認定審査会の意見が記載されているときは、当該意見に配 慮して、介護予防訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請等に係る援助)

第 11 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始

に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、要支援被保険者である利用者について、介護予防支援又は実施要綱第3条第1号に規定する介護予防・生活支援サービス(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 12 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 37 号。第 40 条第 1 号において「指定介護予防支援等基準」という。)第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センターとの連携)

- 第 13 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供するに 当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係

る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

(介護予防・生活支援サービス事業支給費の支給を受けるための援助)

第 14 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)又は介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメントに基づくサービス計画をいう。)をいう。以下同じ。)の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を町に対して届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により、実施要綱第 8 条第 1 項に規定する介護予防・生活支援サービス事業支給費(以下「介護予防・生活支援サービス事業支給費」という。)の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の介護予防・生活支援サービス事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 15 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画等が作成されている場合には、当該介護予防サービス計画等に沿った介護予防訪問型サービスを 提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 16 条 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合には、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 17 条 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携 行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示 すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第 18 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供したときは、当該介護予防訪問型サービスの提供日及び内容、当該介護予防訪問型サービスについて法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防・生活支援サービス事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを提供した際には、 提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して 提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第 19 条 介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービス(法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により介護予防・生活支援サービス事業給付費が利用者に代わり指定事業者に支払われる介護予防・生活支援サービス事業を提供したときは、利用者からして。)に該当する介護予防・生活支援サービス事業を提供したときは、利用者から利用料の一部として、実施要綱第 13 条に規定する介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額(以下「介護予防・生活支援サービス費用額」という。)から介護予防・生活支援サービス事業支給費を控除して得た額をの支払を受けるものとする。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者から法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問型サービスに係る利用料の支払いを受けるときは、その額と介護 予防・生活支援サービス費用額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問型サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当 たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費 用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(介護予防・生活支援サービス事業支給費の請求のための証明書の交付)

第 20 条 介護予防訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合には、提供した介護予防訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 21 条 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族に対する介護予防訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第 22 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスを受けている 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその 旨を町及び保険者市町村に通知しなければならない。
  - (1) 正当な理由なく介護予防訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させ、又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって介護予防・生活支援サービス事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 23 条 訪問介護員等は、現に介護予防訪問型サービスの提供を行っているときに 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師へ の連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

- 第 24 条 介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、介護予防訪問型サービス事業 所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業所の管理者は、当該介護予防訪問型サービス事業所 の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 介護予防訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
  - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
  - (3) サービス担当者会議への出席等により、指定介護予防支援事業者等との連携を図ること。
  - (4) 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
  - (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
  - (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
  - (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

- 第 25 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごと に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなら ない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 個人情報の管理の方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (10) その他事業の運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 26 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの事業の運営 に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常 に総合的に提供するものとし、特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第 27 条 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防訪問型サービスを提供できるよう、介護予防訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等 の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに、当該 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等によって介護予防訪問型サービス を提供しなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のため、研修の機 会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第 28 条 介護予防訪問型サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所の設備及び備 品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第 29 条 介護予防訪問型サービス事業者は、当該介護予防訪問型サービス事業所の 見やすい場所に、第 24 条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制 その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しな ければならない。

(秘密保持等)

- 第 30 条 介護予防訪問型サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上 知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、当該介護予防訪問型サービス事業所の従業者 であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第 31 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所について、虚偽又は誇大な内容の広告をしてはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第 32 条 介護予防訪問型サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理等)

第 33 条 介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに関

する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情 の内容等を記録しなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、提供した介護予防訪問型サービスに関し、法 第 115 条の 45 の 7 の規定により町長が行う事業者若しくはその従業者等に対する 報告等の求め、出頭の求め、又は当該市町村の職員による検査等に応じ、利用者 からの苦情に関して町長が行う調査に協力するとともに、町長から指導又は助言 を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならな い。
- 4 介護予防訪問型サービス事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の 改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(町が実施する事業への協力)

第 34 条 介護予防訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護予防訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 35 条 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供により事故が発生した場合には、関係する市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等を行う地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提

供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければな らない。

(会計の区分)

第 36 条 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービス事業所ごとに 経理を区分するとともに、介護予防訪問型サービスの事業の会計とその他の事業 の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第 37 条 介護予防訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者に対する介護予防訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
  - (1) 介護予防訪問型サービス計画
  - (2) 提供した介予防訪問サービスの具体的な内容等の記録
  - (3) 第22条の規定による町等への通知に係る記録
  - (4) 第33条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(介護予防訪問型サービスの基本取扱方針)

- 第 38 条 介護予防訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標が設定され、計画的に行われなければならない。
- 2 介護予防訪問型サービス事業者は、自らその提供する介護予防訪問型サービスの 質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利

用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 介護予防訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防訪問型サービス事業者は、介護予防訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。 (介護予防訪問型サービスの具体的取扱方針)
- 第39条 訪問介護員等の行う介護予防訪問型サービスの方針は、第3条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるも のとする。
  - (1) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
  - (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防訪問サービス計画」という。)を作成するものとする。
  - (3) 介護予防訪問サービス計画は、既に介護予防サービス計画等書が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等書の内容に沿って作成しなければならない。
  - (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問型サービス計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得

なければならない

- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス計画に 基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防訪問型サービス計画の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってこれを行うものとする。
- (9) 訪問介護員等は、介護予防訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等書を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等書を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護 予防訪問型サービス計画の変更を行うものとする。この場合においては、前各 号の規定を準用する。
- (介護予防訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

- 第 40 条 介護予防訪問型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に 高める観点から、次に掲げる事項に留意しつつ行わなければならない。
  - (1) 介護予防訪問型サービス事業者は、サービスの提供に当たっては、指定介護予防支援におけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第 30 条第 7 号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
  - (2) 介護予防訪問型サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならないこと。

第3章 介護予防通所型サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第 41 条 介護予防通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活の機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第42条 介護予防通所型サービスの事業を行う者(以下「介護予防通所型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「介護予防通所型サービス事業所」ごとに置くべき従業者(介護予防通所型サービス従業者という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 介護予防通所型サービスの提供日ごとに、通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)介護予防通 所型サービスの単位ごとに、専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる 看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該介護予防通所型サー ビスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該介護予防通所型サービスの提供 に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を、当該介護予防通所型サ ービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除 して得た数が利用者(当該介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者 (指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をい う。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護事業者(地域密着型サービス基準第 20 条第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。)又は 指定介護予防通所介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に 規定する指定介護予防通所介護者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、か つ、介護予防通所型サービスの事業と指定通所介護、指定地域密着型通所介護 又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営され ている場合にあっては、当該事業所における介護予防通所型サービス、指定通 所介護、指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護の利用者をいう。 以下この節及び次節において同じ。)の数が 15 人以下の場合にあっては 1 以 上、15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1以上
- 2 当該介護予防通所型サービス事業所の利用定員(当該介護予防通所型サービス事業所について同時に介護予防通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、介護予防通所型サービスの単位ごとに、当該介護予防通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該介護予防通所型サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる員数とすることができる。
- 3 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介 護職員。次項及び第 7 項において同じ。)を、常時 1 人以上当該介護予防通所型サ ービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の介護予防通所型サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の介護予防通所型サービスの単位は、介護予防通所型サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行う能力を有する者とし、当該介護予防通所型サービス事業所 の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護 事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通

所型サービスの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は 指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合については、指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項から第 8 項まで、地域密 着型サービス基準第 20 条第 1 項から第 7 項まで又は旧指定介護予防等基準 97 条 第 1 項から第 8 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第 43 条 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業所ごとに 専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、介護予 防通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防通所型サービ ス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務 に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備基準)

- 第 44 条 介護予防通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及 び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに介 護予防通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければな らない。
- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 食堂及び機能訓練室
    - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計し た面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
    - イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支 障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない 広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- 3 第 1 項に規定する設備は、専ら当該介護予防通所型サービスの事業の用に供する ものでなければならない。ただし、利用者に対する介護予防通所型サービスの提 供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(介護予防通所型サービス事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に介護予防通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町に届け出るものとする。
- 5 介護予防通所型サービス事業者が指定通所介護事業者若しくは指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所型サービスの事業と指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第4項まで、地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第 45 条 介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する介護 予防通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当 該介護予防通所型サービスに係る介護予防・生活支援サービス費用額から当該介 護予防通所型サービス事業者に支払われる介護予防・生活支援サービス事業支給 費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない介護予防

通所型サービスに係る利用料の支払いを受けるときは、その額と介護予防・生活 支援サービス費用額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 介護予防通所型サービス事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、 利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
  - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 食事の提供に要する費用(厚生労働大臣が定めるものに限る。)
  - (3) おむつ代
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、介護予防通所型サービスにおいて提供される便 宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用 者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利 用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当 該利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

- 第 46 条 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス事業 所の従業者の管理及び介護予防通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務 の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、当該介護予防通所型サービス事業所 の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。 (運営規程)
- 第 47 条 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 介護予防通所型サービスの利用定員
- (5) 介護予防通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保など)

- 第 48 条 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な介護予防通所型サービスを提供できるよう、介護予防通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス事業所ごとに、当該 介護予防通所型サービス事業所の従業者によって介護予防通所型サービスを提供 しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につい ては、この限りでない。
- 3 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービス従業者の資質の向上 のため、研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 49 条 介護予防通所型サービス事業者は、利用定員を超えて介護予防通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 50 条 介護予防通所型サービス事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

## (衛生管理等)

- 第 51 条 介護予防通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の 設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置 を講じなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、当該介護予防通所型サービス事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

## (事故発生時の対応)

- 第 52 条 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等を行う地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採っ た処置について記録しなければならない。
- 3 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 介護予防通所型サービス事業者は、第 44 条第 4 項の介護予防通所型サービス以外 のサービス提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた 必要な措置を講じなければならない。

### (記録の整備)

- 第 53 条 介護予防通所型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する 記録を整備しておかなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。
  - (1) 介護予防通所型サービス計画
  - (2) 提供した介護予防通所型サービスの具体的な内容等の記録
  - (3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
  - (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (5) 次条において準用する第 35 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第54条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第22条、第23条、第29条から第36条までの規定は、介護予防通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第29条中「第24条に規定する」とあるのは「第47条に規定する」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所型サービス従業者」と、「介護予防訪問型サービス」とあるのは「介護予防通所型サービス」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (介護予防通所型サービスの基本的取扱方針)

- 第 55 条 介護予防通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標が 設定され、計画的に行われなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、自らその提供する介護予防通所型サービスの 質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にそ の改善を図らなければならない。

- 3 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 介護予防通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 介護予防通所型サービス事業者は、介護予防通所型サービスの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
  - (介護予防通所型サービスの具体的取扱方針)
- 第 56 条 介護予防通所型サービスの方針は、第 41 条に規定する基本方針及び前条に 規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師から の情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心 身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行 うものとする。
  - (2) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「介護予防通所型サービス計画」という。)を作成するものとする。
  - (3) 介護予防通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければなら

ない。

- (4) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画の 作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当 該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画を 作成した際には、当該介護予防通所型サービス計画を利用者に交付しなければ ならない。
- (6) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨と し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行うものとする。
- (8) 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、介護予防通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該介護予防通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防通所型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。
- (10) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録 し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した 地域包括支援センターに報告しなければならない。

(11) 介護予防通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏ま え、必要に応じて介護予防通所型サービス計画の変更を行うものとする。この 場合においては、前各号の規定を準用する。

(介護予防通所型サービスの提供に当たっての留意点)

- 第 57 条 介護予防通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高 める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。
  - (1) 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、指定介護予防 支援におけるアセスメント又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメン トにおいて把握された課題、介護予防通所型サービスの提供による当該課題に 係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるこ と。
  - (2) 介護予防通所型サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとすること。
  - (3) 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

- 第 58 条 介護予防通所型サービスは、サービスの提供を行っているときに利用者に 病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内 の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよ う、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止する ための環境整備に努めなければならない。

- 3 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧 等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサー ビスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 介護予防通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいて も、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要 な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければ ならない。

第4章 雜則

(補則)

第59条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。